

1 整備計画 (案)

別添のとおり

2 変更理由

社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる非農地証明を踏まえた除外、並びに県営ため池等整備事業による編入のため、土地利用の変更を行う必要が生じたことから、整備計画を変更する。

農用地区域から除外するために行う変更は、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項第 5 号に該当しなくなったものに該当するものである。

いずれの変更においても、該当地は、農業生産基盤整備事業等の計画もなく、この変更による他の農地への影響は軽微である。

農用地区域へ編入するためにおこなう変更については、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項第 5 号に該当するものである。

(1) 農用地利用計画について

- ① 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について
(別紙 1)
- ② 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について
(別紙 2)
- ③ 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について
(別紙 3) なし

その他

- ・ 農業振興地域内農地面積
- ・ 農用地区域面積
- ・ 地域別農用地区域面積

(2) 農業生産基盤の整備開発計画について

- ・ 県営ため池等整備事業 (洲焼池地区のため池改修一式) を追加する。
- ・ 県営ため池等整備事業 (堂源池地区のため池改修一式) を追加する。
- ・ 県営ため池等整備事業 (登池地区のため池改修一式) を追加する。

(3) 農用地等の保全について

- ・ 県営ため池等整備事業 (洲焼池地区のため池改修一式) を追加する。
- ・ 県営ため池等整備事業 (堂源池地区のため池改修一式) を追加する。
- ・ 県営ため池等整備事業 (登池地区のため池改修一式) を追加する。

(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について 該当なし

(5) 農業近代化施設の整備計画について 該当なし

(6) 農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について 該当なし

(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画について 該当なし

(8) 生活環境施設の整備計画について 該当なし

3 添付図面

別添のとおり

(別紙1)
ア 農用地区域からの除外

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			現況 地目	用途 区分	面積 (㎡)	基盤 整備	変 更 後 の 土 地 利 用 計 画 (㎡)					変更後の 農地区分	根拠条項		理 由
		(町名 大字)	(字)	(地番)					公共施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他		農振法	農地法 (基盤整備地等 の場合)	
1	A-2-1	原田町小原	字森屋	1455	山林	畑	102.00			102.00				—	法第10条第3項 非該当		農業委員会において非農地証明済であり、法第10条第3項第5号に該当しない。
1	A-2-1	原田町小原	字森屋	1473-1	山林	畑	119.00			119.00				—	法第10条第3項 非該当		農業委員会において非農地証明済であり、法第10条第3項第5号に該当しない。
1	A-2-1	原田町小原	字森屋	1475	山林	畑	145.00			145.00				—	法第10条第3項 非該当		農業委員会において非農地証明済であり、法第10条第3項第5号に該当しない。
1	A-2-1	原田町小原	字森屋	1476	山林	畑	82.00			82.00				—	法第10条第3項 非該当		農業委員会において非農地証明済であり、法第10条第3項第5号に該当しない。
1	A-2-1	原田町小原	字森屋	1477	山林	畑	241.00			241.00				—	法第10条第3項 非該当		農業委員会において非農地証明済であり、法第10条第3項第5号に該当しない。
2	A-2-3	美ノ郷町本郷	字清水	3521-1	原野	田	470.00			470.00				—	法第10条第3項 非該当		農業委員会において非農地証明済であり、法第10条第3項第5号に該当しない。
2	A-2-3	美ノ郷町本郷	字向田	3576-1	山林	田	232.00			232.00				—	法第10条第3項 非該当		農業委員会において非農地証明済であり、法第10条第3項第5号に該当しない。

注) 位置番号は、一連番号とし、別紙1、2及び3で同じ番号を使用すること。
変更後の農地区分は次のとおり略記すること。(例: 甲種農地=「甲」、第1種農地=「1」、第2種農地=「2」、第3種農地=「3」、非農地判断済=「-」)

(別紙1)

ア 農用地区域からの除外

	用途区分	面積 (㎡)	変更後の土地利用計画 (㎡)					変更後の農地区分			
			公共 施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他				
								理由別面積			
合 計 (農用地区域からの除外)	農地	(0.00) 1,391.00	(0.00) 0.00	(0.00) 1,391.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	市街化区 域等	(0.00) 0.00	耕作不適 地	(0.00) 1,391.00
		田	(0.00) 702.00	(0.00) 0.00	(0.00) 702.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	工場用地	(0.00) 0.00	資材置場	(0.00) 0.00
		畑	(0.00) 689.00	(0.00) 0.00	(0.00) 689.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	公共施設 用地	(0.00) 0.00	駐車場	(0.00) 0.00
		樹園地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	一般住宅	(0.00) 0.00	その他	(0.00) 0.00
	採草放牧地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	農家住宅	(0.00) 0.00	計	(0.00) 1,391.00
	混牧林地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	根拠条項別面積			
								法第6条 第3項該 当	(0.00) 0.00	法第10条 第4項該 当	(0.00) 0.00
	農業用施設用地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条 第3項非 該当	(0.00) 1,391.00	法第13条 第2項該 当	(0.00) 0.00
	計	(0.00) 1,391.00	(0.00) 0.00	(0.00) 1,391.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00			計	(0.00) 1,391.00

注) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で () 書きすること。

(別紙２)
農用地区域への編入

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			基盤 整備	現況用途	面積 (㎡)	編入後の用途区分 (㎡)						根拠 条項	理 由	
		(町名 大字)	(字)	(地番)				農地				採草 放牧地	混牧林地			農業用 施設用地
								田	畑	樹園地						
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1131		田	969.00	969.00	969.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1155-1		田	189.00	189.00	189.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1158-1		田	188.00	188.00	188.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1160-1		畑	89.00	89.00		89.00				法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1160-4		田	783.00	783.00	783.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1160-5		田	242.00	242.00	242.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1161-1		田	755.00	755.00	755.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1167-1		田	434.00	434.00	434.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1169-1		田	602.00	602.00	602.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1170-1		田	845.00	845.00	845.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1194-1		田	657.00	657.00	657.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1197-4		畑	85.00	85.00		85.00				法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1198-1		田	323.00	323.00	323.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1201-1		田	319.00	319.00	319.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1201-4		田	376.00	376.00	376.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字広貞	1202-1		田	138.00	138.00	138.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1204-2		畑	287.00	287.00		287.00				法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1206-1		田	659.00	659.00	659.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1207		田	239.00	239.00	239.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1208		田	215.00	215.00	215.00					法第10条第3項第5号 (上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	

(別紙２)
農用地区域への編入

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			基盤 整備	現況用途	面積 (㎡)	編入後の用途区分 (㎡)						根拠 条項	理 由	
		(町名 大字)	(字)	(地番)				農地				採草 放牧地	混牧林地			農業用 施設用地
								田	畑	樹園地						
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1209-1		田	558.00	558.00	558.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1211-1		畑	78.00	78.00		78.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1212-1		田	253.00	253.00	253.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1213-1		田	134.00	134.00	134.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1216-1		田	178.00	178.00	178.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1217-3		畑	727.00	727.00		727.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1217-4		田	265.00	265.00	265.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1217-7		田	258.00	258.00	258.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1218-1		畑	341.00	341.00		341.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1219-1		畑	428.00	428.00		428.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1220-2		畑	156.00	156.00		156.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1220-3		畑	167.00	167.00		167.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1221-1		畑	393.00	393.00		393.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1224-1		田	276.00	276.00	276.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1227-1		畑	454.00	454.00		454.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1228-1		畑	276.00	276.00		276.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1229-1		田	312.00	312.00	312.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1235		畑	645.00	645.00		645.00				法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1238-1		田	146.00	146.00	146.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1239-1		田	272.00	272.00	272.00					法第10条第3項第5号(上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	

(別紙２)
農用地区域への編入

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			基盤 整備	現況用途	面積 (㎡)	編入後の用途区分（㎡）					根拠 条項	理 由		
		(町名 大字)	(字)	(地番)				農地				採草 放牧地			混牧林地	農業用 施設用地
								田	畑	樹園地						
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1245		畑	288.00	288.00		288.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1254		畑	102.00	102.00		102.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1268-1		畑	426.00	426.00		426.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1275-2		田	414.00	414.00	414.00					法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1305-3		田	345.00	345.00	345.00					法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1306-1		田	866.00	866.00	866.00					法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1316-1		田	606.00	606.00	606.00					法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1322-1		畑	219.00	219.00		219.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1323-1		畑	586.00	586.00		586.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1323-2		畑	279.00	279.00		279.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1329-2		畑	425.00	425.00		425.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1332		畑	92.00	92.00		92.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1340-1		畑	616.00	616.00		616.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字是定	1350-1		畑	107.00	107.00		107.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	
3	A-1-2	御調町三郎丸	字下り松	1368-1		畑	353.00	353.00		353.00				法第10条第3項第5号（上記以	県営ため池整備事業（登池地区のため池改修一式）の実施にあたり、農用地区域指定していないため池の受益地を編入するため。	

注）位置番号は、一連番号とし、別紙１、２及び３で同じ番号を使用すること。

(別紙2)
農用地区域への編入

	現況用途	面積 (㎡)	変更後の土地利用計画 (㎡)							理由別面積		
			農地					採草放牧地	混牧林地			農業用施設用地
				田	畑	樹園地						
合 計 (農用地区域への編入)	農地	(0.00) 20,435.00	(0.00) 20,435.00	(0.00) 12,816.00	(0.00) 7,619.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第1 号 (20ha以上の団地)	(0.00) 0.00	
		田	(0.00) 12,816.00	(0.00) 12,816.00	(0.00) 12,816.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第1 号 (10ha以上の団地)	(0.00) 0.00	
		畑	(0.00) 7,619.00	(0.00) 7,619.00	(0.00) 0.00	(0.00) 7,619.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第2 号 (基盤整備事業の対象予定地)	(0.00) 0.00	
		樹園地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第2 号 (過去の基盤整備事業の対象地)	(0.00) 0.00	
	採草放牧地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第3 号 (前2 号の保全利用上必要な施設)	(0.00) 0.00	
	混牧林地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第4 号 (2 ha以上又は1 号・2 号に附帯する農業用施設)	(0.00) 0.00	
	農業用施設用地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第5 号 (中山間地域等直接支払制度等)	(0.00) 0.00	
	山林原野等	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第3 項第5 号 (上記以外)	(0.00) 20,435.00	
	計	(0.00) 20,435.00	(0.00) 20,435.00	(0.00) 12,816.00	(0.00) 7,619.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	計	(0.00) 20,435.00	

注) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で () 書きすること。

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置 (町名 大字) (字) (地番)	基盤 整備	現況用途	面積 (㎡)	変更後の用途区分 (㎡)							根拠 条項	理 由
						農地				採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地		
							田	畑	樹園地					
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								
						0.00								

注) 位置番号は、一連番号とし、別紙1、2及び3で同じ番号を使用すること。

(別紙3)
農用地区域内の用途区分の変更

該当無し

	現況用途	面積 (㎡)	変更後の土地利用計画（㎡）							理由別面積		
			農地				採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地			
				田	畑	樹園地						
合 計 （農用地区域内の用途区分の変更）	農地	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	施行規則第1条第1号（畜舎、蚕室、温室、植物工場、出荷施設等）	（ 0.00 ） 0.00	
		田	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	施行規則第1条第2号（堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収容施設等）	（ 0.00 ） 0.00
			畑	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	施行規則第1条第3号（農畜産物製造施設、農畜産物販売施設等）
		樹園地		（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	施行規則第1条第4号（農業廃棄物処理施設）
	採草放牧地		（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	施行規則第1条第5号（休憩所、駐車場等の付帯施設）	（ 0.00 ） 0.00
	混牧林地	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00			
	農業用施設用地	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00			
	計	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	（ 0.00 ） 0.00	計	（ 0.00 ） 0.00	

注) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で()書きすること。